

国際言語文化アカデミア廃止後の事業展開について

1 国際言語文化アカデミアの概要

(1) 設置目的

「言語及び文化に関する講座の開設その他の事業を通じて国際相互理解の促進を図り、もって国籍又は民族の異なる人々が、それぞれの文化及びその背景の違いを認め合い、地域社会の対等な構成員として共に生きる多文化共生社会の実現に寄与する」ことを目的とする。

(2) 沿革

平成22年9月 神奈川県議会第3回定例会に条例を提案

条例の可決にあたり附帯意見がつく

～附帯意見～

「神奈川県立国際言語文化アカデミア設置後の事業運営にあたっては、その時々ニーズを踏まえ、第三者評価委員会の事前事後の評価を速やかに行い、その結果に基づき、県民の目線で不断に事業内容や組織執行体制を見直していくべきである。」

平成23年1月1日 アカデミア開所

(3) アカデミアの事業（令和2年度当初計画）

ア 外国語にかかる教員研修事業 41講座

公立学校等の英語教員を対象に、語学に関する専門的な研修を実施し、教員の資質向上を図る。

イ 外国籍県民等支援事業 35講座

日本語教育技術の教授に止まらず、内外の社会制度、生活習慣等を理解した上で、外国籍県民への支援活動を行える人材を養成。

ウ 異文化理解支援事業 63講座

言語のみならず文化的背景の相違も理解し、外国人観光客や外国籍県民を、外国語を使ってサポートできる地域で実践的に活動する人材の養成。

エ 研究

多文化理解のための研修・教育を支える基礎的な学術研究、多文化共生社会実現の活動基盤として求められる研究を実施。

2 経過

国際言語文化アカデミアでは、県議会から付された意見を踏まえ、平成26年度に外部有識者による機関評価委員会を設置したが、平成29年度の機関評価委員会にお

いて、アカデミアが担う機能や組織・運営の評価及び今後の在り方について、「類似目的を有する関係団体との効率的・効果的な役割分担と連携・強化の在り方等、幅広い視点から、機能を継続・充実するためにふさわしい組織運営の在り方の検討に速やかに着手すべき」との提言が示された。

その提言を踏まえ、県として、アカデミアの組織については、令和2年度末をもって廃止の方向とする一方で、アカデミアの事業については、教育委員会（総合教育センター）及び公益財団法人かながわ国際交流財団（以下「国際交流財団」という。）への移管等を想定して関係機関との調整を行っていくことを平成31年第1回県議会定例会国際文化観光・スポーツ常任委員会に報告した。

一方、平成30年の出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、国において「外国人材の受入れ・共生のための総合的な対応策」が策定され、地方自治体における多文化共生の取組の更なる促進を図ることが求められ、また、令和元年6月には、「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、地方自治体の責務が定められるなど、新たな対応が求められている。そうした中、県として、限られた人材と財源の中で、県の役割を踏まえて、より効率的・効果的な事業展開ができるよう見直すこととした。

そこで、令和2年第1回県議会定例会国際文化観光・スポーツ常任委員会に次のとおりアカデミア廃止後の事業展開について報告した。

- ・ **外国語（英語）にかかるとる教員研修事業**

アカデミアで実施してきた「外国語にかかるとる教員研修事業」を総合教育センターで実施することとし、研修体系や内容等を整理する。

- ・ **外国籍県民等支援事業**

広域的又は専門性が高く、単独市町村では対応困難な事例への対応を中心に、アカデミアで実施してきた外国籍県民の支援者や外国籍県民等を対象とする講座のノウハウを活用して、国際交流財団で実施する方向で整理する。

- ・ **異文化理解支援事業**

青少年や一般県民を対象とした異文化理解を深める講座等については、アカデミアの理念やノウハウも活用し、多様な事業手法を培ってきた国際交流財団で実施する方向で整理する一方、広く一般県民を対象とした言語とその文化を学ぶ講座については、廃止する方向で整理する。

3 アカデミア廃止後の事業展開の方向性

(1) 日本語教育の充実

国籍にかかわらず、お互いが理解し合い、県民一人ひとりが生きがいを持って共に笑い、心豊かにくらすことができる多文化共生の地域社会づくりを実現するため、施策の方向性に沿って、県内各地域において、外国籍県民等が生活に必要な日本語

能力を身に付け、地域社会の一員として、安心して生活し、活躍できる環境の整備を進める。

ア 地域日本語教育体制の整備

各地域における、日本語を学習する機会の提供や、日本語学習を支える人材の確保・質の充実、円滑な意思疎通を目指し、国・県・市町村・関係機関等との連携を強化しつつ、各地域の実情に応じたコーディネートや支援を実施し、地域日本語教育の総合的な体制を整備する。

- ・ コーディネーターの配置による県内の地域日本語教育の推進
- ・ 市町村等連絡調整会議の開催
- ・ 専門家による初心者向けの日本語講座（県実施モデル事業）の実施
- ・ 専門家による日本語講座の開設、運営改善支援等に係る支援
(市町村支援モデル事業)
- ・ 国と連携した地域日本語教育に関する市町村への財政的支援（各地域の実情に応じた日本語教育の実施、ボランティアによる日本語教室への支援等）

イ 地域の日本語教育を支える人材育成とネットワークづくり

各地域の日本語教室が、より良い形で継続・発展していけるよう、日本語学習を支える人材の確保・質の充実を目指し、市町村等と協力し、人材育成とネットワークづくりに努める。

- ・ 日本語学習支援者（リーダー人材）研修の実施
- ・ 日本語学習支援者（ボランティア）の養成・研修に係る支援
(市町村支援モデル事業)
- ・ 市町村日本語教育担当者研修の実施

ウ 地域日本語教育に関する情報提供の充実と日本語学習へのアクセス促進

外国籍県民等の日本語学習の意欲の向上を目指して、外国籍県民等、日本語ボランティア、市町村や国際交流協会、企業等が効果的に必要な情報が得られるよう、ICTの活用も含め、県内の日本語教育に関する一元的な情報提供や相談対応を行う。

- ・ 一元的な情報提供・相談対応の実施
- ・ ICT教材を含む日本語教材や日本語教育情報等の発信
- ・ 外国人コミュニティ、相談窓口等との連携による支援の充実

(2) 外国籍県民等が暮らしやすい環境づくり

公的機関等の感染症発生時等も含む多文化対応力の向上を図るため、アカデミアで実施してきた行政職員向けの「やさしい日本語講座」について、受講対象者

を拡大して実施するとともに、やさしい日本語に関する市町村研修センターとの連携講座を継続実施する。

また、外国籍県民等が地域コミュニティの一員として、共に活躍できる社会づくりを目指し、外国籍県民等、支援者及び市町村職員を対象に日本の各種社会制度の理解を促進するセミナーを地域のニーズに応じて県内各地で開催する。

- ・ 外国籍県民に接する機会の多い行政職員を対象とした「やさしい日本語講座」の実施
- ・ 様々な分野の専門職を対象とした「やさしい日本語講座」の実施
- ・ 市町村研修センターと連携した「やさしい日本語講座」の実施
- ・ 日本の社会制度（年金・保健・福祉等）を学ぶセミナーの開催

(3) 多文化理解の推進

青少年の多文化共生の理解促進を図るため、県内の高校生、大学生等を対象に、高等学校及び大学のニーズに応じて、多文化共生の理解を深める内容の授業・講演会を実施するとともに、県内の外国籍県民等や留学生の日本での暮らし、外国の文化や価値観に対する理解を深めるセミナー等を開催する。

また、県民の多文化共生の理解促進を図るため、外国籍県民と日本人の互いの文化的背景・考え方の理解を深める機会や、より良いコミュニケーションを学ぶ機会を提供するセミナー等を市町村や学校、団体等と連携しながら県内各地で実施する。

- ・ やさしい日本語の活用方法、外国籍県民等の多様な文化的背景、生活上の課題等を学ぶセミナーの開催
- ・ 外国籍県民等との共生が実現している地域等、先進事例の情報収集・発信
- ・ 日本語教育に関する理解促進
- ・ オンラインを活用した多文化理解のための情報発信

(4) 国際社会で活躍できる人材の育成

アカデミアのノウハウを活用して「外国語にかかる教員研修」を総合教育センターで実施する。